

平成 27 年度本試験分析からみる記述式の書き方

平成 27 年度司法書士試験筆記試験（記述式問題）の出題の趣旨

本年度の司法書士試験筆記試験の記述式問題は、以下の事項に関する知識及び能力を試すための出題です。

【第 36 問】

問 1 について

問題文に記載された事実関係及び別紙として示された資料から、相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請すべきことを読み取った上で、登記を申請する者及びその申請情報の内容についての理解を問い、その正確な記載を求めるもの

問 2 について

問題文に記載された事実関係及び別紙として示された資料から、相続を登記原因とする根抵当権の債務者の変更の登記及び一部代位弁済を登記原因とする根抵当権の一部移転の登記を申請すべきことを読み取った上で、登記を申請する順序及びその申請情報の内容についての理解を問い、その正確な記載を求めるもの

問 3 について

問題文に記載された事実関係及び別紙として示された資料から、根抵当権の極度額の変更の登記、譲渡を原因とする根抵当権の移転の登記並びに根抵当権の債務者及び債権の範囲の変更の登記を申請すべきことを読み取った上で、それらの登記について、登記を申請する順序、登記上の利害関係人等の有無及び登記を申請する場合に提出する申請情報の内容についての理解を問い、その正確な記載を求めるものさらに、問題文に記載された事実関係及び別紙として示された資料から、元本の確定前の根抵当権の債権の範囲として登記できる事項と登記できない事項を読み取った上で、その正確な理解を問うもの

【第 37 問】

問 1 について

取締役会設置会社の定めの設定、監査役設置会社の定めの設定、役員等の変更及び発行可能株式総数の変更等について、提示された資料から読み取り、取締役の任期等に留意しながら登記の申請書を正確に記載した上、当該申請書の添付書面を特定し、納付すべき登録免許税の額を正確に計算することを求めるもの

問 2 について

株式交換による変更、発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容の設定並びに発行済各種の株式の数の変更等について、提示された資料から読み取り、割り当てる株式数等に留意しながら登記の申請書を正確に記載した上、当該申請書の添付書面を特定し、納付すべき登録免許税の額を正確に計算することを求めるもの

問 3 について

株式交換の効力が発生することにより、親会社の監査役が子会社の取締役を兼任する状態となることについての正確な理解を問うもの

問 4 について

株式交換の際に子会社が保有している自己株式に対する親会社株式の割当て及びその後の問題点についての正確な理解を問うもの

はじめに（出題の趣旨から）

不動産登記法については、「相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請すべきこと」と断定的に記載しているのに対し、商業登記法については、「発行済各種の株式の数の変更等」と表現を濁し、募集株式の発行に関しては触れていません。これは、当該事項を添削の対象から外していることを明らかにしているといえます。

I 添削推定の基準総説（不動産登記法及び商業登記法共通事項）

1. 参考答案

現時点においては、24/35 点以上の答案をもとに添削基準を推定しています。

2. 添削の基本方針

(1) 前提

原則として、1 箇所のみ誤りあるいは余事記載につき 1 点を減点していく減点方式としています。

また、各解答欄には減点の上限としての配点が定められているものとします。例えば配点 5 点の欄では、6 箇所誤っても 5 点以上の減点にはなりません。5 箇所誤れば、他に正解のものがあったとしても、当該欄は 0 点となります。

(2) 添削

添削には不利益がないように配慮されていることを前提に分析しています。例えば 5 箇所の誤りがあり、本来 5 点減点される場合に 5 点減点されている答案と、4 点の減点で済んでいる答案があっても、6 点減点されている答案はないという考え方です。仮に 5 箇所の誤りで 6 点減点されている答案があれば、そこは 6 点減点されるものとします。たまたま 5 点の減点で済んだ答案があったという見方です。

(3) 余事記載

株主総会議事録のように見た目では単語として解読が可能なものの、文字としての認識ができないような場合、0.5 点の減点から余事記載又は誤りとして減点の対象とします。ここは添削者の裁量も大きいところですが、緩過ぎると逆に特定答案ということにもなり兼ねません。また、添付情報の記号であるクとケのような場合に、いずれか判別ができないものは全て誤りとして減点します。

(4) 訂正方法

申請の順序を解答欄に誤って記載した場合には、矢印で特定し、解答欄の先後を訂正することは問題ないようですから、あわてずに対処してください。

II 不動産登記法

1. 総論編

(1) 余事記載

下記の第 2 欄(1)と第 3 欄(1)の下線部分「変更後の事項」のように同様の余事記載については、一度だけ減点します。

第 2 欄(1)

変更後の事項	<u>変更後の事項</u> 債務者（被相続人 民事次郎） 東京都中央区日本橋人形町六丁目 6 番 6 号 民事三郎
--------	--

第 3 欄(1)

変更後の事項	<u>変更後の事項</u> 極度額 金 4 億円
--------	--------------------------

(2) 申請人欄

① 申請人の誤りは 2 点の減点とします。

申請人の氏名	権利者 株式会社 A B C 銀行
又は名称	義務者 民事三郎・ <u>民事光太郎</u> ・株式会社東京ホテル

② 申請人の氏名（民事次郎）の漢字誤りは 0.5 点の減点とします。

申請人の氏名	相続人（被相続人 民事 <u>二</u> 郎） 民事三郎
又は名称	

(3) 添付情報欄

他の添削基準と異なり、添付情報 1 つにつき 0.5 点を減点します。また、各添付情報欄において、それぞれの限度において減点します。

【添付情報一覧 抜粋】

ア 株式会社東京ホテルの履歴事項一部証明書(別紙 3)	セ 乙建物甲区 1 番の登記済証
イ 代位弁済証書(別紙 5)	ソ 乙建物乙区 1 番の登記済証
ウ 根抵当権変更契約証書(別紙 6)	タ 乙建物乙区 2 番の登記識別情報
エ 根抵当権譲渡契約証書(別紙 7)	ツ 民事三郎の印鑑に関する証明書
オ 民事三郎の戸籍の一部事項証明書	ト 株式会社東京ホテルの印鑑に関する証明書
キ 民事三郎の住民票の写し(本籍の記載あり)	ナ 登記上の利害関係人としての X Y Z 信用金庫の承諾を証する情報
ケ 民事次郎の法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書、戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本(オとカを除く)	ニ 登記上の利害関係人としての一般社団法人 X Y Z 保証基金の承諾を証する情報
サ 甲土地甲区 2 番の登記識別情報	ノ 民事三郎の登記原因に関する同意又は承諾を証する情報
シ 甲土地乙区 1 番の登記済証	ヒ 株式会社東京ホテルの登記原因に関する同意又は承諾を証する情報
ス 甲土地乙区 2 番の登記識別情報	

2. 各論編

(1) 第 1 欄

論点 1 相続による所有権の移転

登記の目的	所有権移転
登記原因及びその日付	平成 26 年 11 月 7 日相続
申請人の氏名又は名称	相続人（被相続人 民事次郎）民事三郎
添付情報	オ, キ, ケ
登録免許税額	金 69 万 9, 700 円

【添削推定】

- ① 第 1 欄全体の配点は 5 点とします。
- ② 添付情報欄の減点上限は 1 点とします。
- ③ カ（民事光太郎の戸籍の一部事項証明書）の提供は不要であり、添付情報カを記載すると減点の対象になります。民事光太郎が相続人でないことは、添付情報ケより判明するものであり、民事次郎の法定相続人とはならない民事光太郎の戸籍の一部事項証明書を司法書士が必要とするのは問題です。これに対して、オ（民事三郎の戸籍の一部事項証明書）は、民事次郎の法定相続人である民事三郎が死亡していないことの証明として必要になります。この比較を添付情報ケではあえて括弧書きにより記載していると思います。

(2) 第 2 欄の(1)

論点 2 相続を原因とする根抵当権の債務者の変更

登記の目的	2 番根抵当権変更
登記原因及びその日付	平成 26 年 11 月 7 日相続
変更後の事項	債務者（被相続人 民事次郎） 東京都中央区日本橋人形町六丁目 6 番 6 号 民事三郎
申請人の氏名又は名称	権利者 XYZ 信用金庫 義務者 民事三郎 株式会社東京ホテル
添付情報	ア, オ, ケ, サ, セ, ツ, ト
登録免許税額	金 2, 000 円

【添削推定】

- ① 第 2 欄の(1)全体の配点は 5 点とします。
- ② 添付情報欄の減点上限は 2 点とします。つまり、4 つ誤った時点で添付情報としての配点はありません。意図的に記載していない答案も見受けられましたが、3.5 点減点されているとは思えませんでした。
- ③ 登記の目的

共同の旨の有無は添削に影響しないものとします。相続の場合、共同根抵当であるか否かを問わず生じる事実なので、共同の旨の記載は不要とするのが一般的な考え方です。

（共同根抵当）第 398 条の 16 第 392 条＜共同抵当における代価の配当＞及び第 393 条＜共同抵当における代位の付記登記＞の規定は、根抵当権については、その設定と同時に同一の債権の担保として数個の不動産につき根抵当権が設定された旨の登記をした場合に限り、適用する。

（共同根抵当の変更等）民法第 398 条の 17 第 1 項 前条＜共同根抵当＞の登記がされている根抵当権の担保すべき債権の範囲、債務者若しくは極度額の変更又はその譲渡若しくは一部譲渡は、その根抵当権が設定されているすべての不動産について登記をしなければ、その効力を生じない。

④ 変更後の事項

7) 債務者の住所

本試験問題には次の注意しかないため、債務者の住所の記載が必要ということになりますが、その有無は、添削に影響しないものとします。出題者側には、今後の対応をお願いしたいところです。

本試験問題（答案作成に当たっての注意事項）

1 第 36 問答案用紙の第 1 欄から第 3 欄までの申請人の氏名又は名称の欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。

(1) 「権利者」、「申請人」、「(被承継会社)」等の表示も記載するほか、持分の表示が必要な場合は、持分の表示も、記載する。

(2) 住所、本店又は代表機関の資格及び氏名は、記載することを要しない。

1) 被相続人の記載

変更後の事項として「債務者 民事三郎」と記載すると 0.5 点減点します。

⑤ 添付情報

第 1 欄と同様、カは必要なく、減点の対象となります。

(3) 第 2 欄の(2)

論点 3 一部代位弁済を原因とする根抵当権一部移転

登記の目的	2 番根抵当権一部移転
登記原因及びその日付	平成 27 年 6 月 5 日一部代位弁済
変更後の事項	なし
申請人の氏名又は名称	権利者 一般社団法人 X Y Z 保証基金 義務者 X Y Z 信用金庫
添付情報	イ, ス, タ
登録免許税額	金 10 万円

【添削推定の結果】

① 第 2 欄の(2)全体の配点は 5 点とします。

② 添付情報欄の減点上限は 1 点とします。

③ 登記の目的

共同の旨の有無は添削に影響しないものとします。一部代位弁済を原因とする根抵当権一部移転については、元本確定後の根抵当権であることから、共同の記載は不要とするのが一般的な考え方です。

④ 変更後の事項

「なし」とします。変更後の事項ではありませんが、(根)抵当権一部移転の登記事項として「弁済額 金 6534 万 5566 円」を記載しても添削に影響はありません。ただし、「代位弁済額」との記載は下線の部分を余事記載として減点します。

一般論として、一部代位弁済を原因とする(根)抵当権一部移転で弁済額を記載しない方が考えにくいです。本試験出題の趣旨にある「一部代位弁済を登記原因とする根抵当権の一部移転の登記を申請すべきことを読み取った上で、(中略)申請情報の内容についての理解を問い、その正確な記載」とするのであれば、出題者側には、今後の対応をお願いしたいところです。なお、弁済額を記載している答案が多かったです。

(4) 第 2 欄の(3) 登記不要

【添削推定の結果】

第 2 欄の(3)全体の配点は 1 点とします。

(5) 第 3 欄の(1)

論点 4 共同根抵当の極度額の増額変更

登記の目的	1 番共同根抵当権変更
登記原因及びその日付	平成 27 年 7 月 3 日変更
変更後の事項	極度額 金 4 億円
申請人の氏名又は名称	権利者 株式会社 A B C 銀行 義務者 民事三郎 株式会社東京ホテル
添付情報	ア, ウ, サ, セ, ツ, ト, ナ, ニ
登録免許税額	金 40 万円

【添削推定の結果】

① 第 3 欄の(1)全体の配点は 5 点とします。

② 添付情報欄の減点上限は 2 点とします。

③ 登記の目的

登記の目的において、共同の旨の有無は添削に影響しないものとします。元本確定前の共同根抵当の極度額の増額変更登記の場合には、民法第 398 条の 17 (共同根抵当の変更等) の規定により、共同の旨を記載するのが一般的な考え方です。もっとも共同であることは設定時の要件であり、変更時は元本の確定前に全てに登記することですから、共同の記載が必要とまではいえないと考えることもできます。なお、登記記録に共同と記載されることはありません。

甲・乙不動産について、共同根抵当権設定登記後に債務者及び被担保債権の範囲の変更契約をした場合に乙不動産について、その変更登記が未了であるときであっても、共同根抵当権の変更は、元本の確定前に全てに登記をしなければ効力が生じないだけであり、共同根抵当権の目的不動産の全てについて、極度額の変更の登記をすることができる（登研 502P. 157）。

④ 添付情報

ア（株式会社東京ホテルの履歴事項一部証明書）の記載のない答案が目立ちました。

⑤ 一発アウト答案

この欄に元本確定の登記を記載すると一発アウトになります。第 3 欄の(2)以降に正解が記載されていても添削されません。考えてみても、第 3 欄(2)は全部譲渡、同(3)は債権の範囲・債務者の変更、同(5)は債権の範囲変更の可否と、いずれも確定前の根抵当権を前提とするものですから仕方がないかもしれません。

(6) 第 3 欄の(2)

論点 5 共同根抵当の全部譲渡による根抵当権移転登記

登記の目的	1 番共同根抵当権移転
登記原因及びその日付	平成 27 年 7 月 3 日譲渡
変更後の事項	なし
申請人の氏名又は名称	権利者 株式会社 C D E 銀行 義務者 株式会社 A B C 銀行
添付情報	エ, シ, ソ, ノ, ヒ
登録免許税額	金 80 万円

【添削推定】

- ① 第 3 欄の(2)全体の配点は 5 点とします。
- ② 添付情報欄の減点上限は 2 点とします。
- ③ 登記の目的において、共同の旨の有無は添削に影響しないことについては、第 3 欄の(1)と同様です。

(7) 第 3 欄の(3)

論点 6 共同根抵当の債権の範囲の変更

登記の目的	1 番共同根抵当権変更
登記原因及びその日付	平成 27 年 7 月 3 日変更
変更後の事項	債権の範囲 銀行取引, 保証取引, 手形債権, 小切手債権, 電子記録債権 平成 27 年 7 月 3 日債権譲渡（譲渡人株式会社 A B C 銀行） にかかる債権 債務者 東京都中央区日本橋人形町五丁目 5 番 5 号 株式会社東京ホテル

	東京都中央区日本橋人形町六丁目 6 番 6 号 民事三郎
申請人の氏名又は名称	権利者 株式会社 C D E 銀行 義務者 民事三郎 株式会社東京ホテル
添付情報	ア, エ, サ, セ, ツ, ト, ヒ
登録免許税額	金 2,000 円

【添削推定】添削基準がもっとも分かりにくい欄です（現時点でも詳細不明）。

① 第 3 欄の(3)全体の配点は 6 点とします。なお、この場合、第 3 欄の(5)の配点は 2 点となります。また、第 3 欄の(3)全体の配点は 5 点とし、第 3 欄の(5)の配点を 3 点とする方がより誤差の少ない答案もあり現時点では明確ではありません。

② 添付情報欄の減点上限は 2 点とします。

③ 登記の目的において、共同の旨の有無は添削に影響しないことについては、第 3 欄の(1)と同様です。

④ 変更後の事項

ア) 全体

変更後の事項欄の減点上限は 4 点とします。

イ) 債務者の住所

債務者の住所の記載がなくても添削に影響しないものとします（第 2 欄の(1)と同様）。

ウ) 債権の範囲（添削基準が現時点では不明）

〔添削基準が不明な理由〕

1) 登記すべき債権の範囲が 6 個、さらに 2 名の債務者と記載量がとても多い。

2) いわゆる「なぐり書き」が目立ち、単語としては判断できるものの文字単体の認識ができないような場合、0.5 点の減点から余事記載又は誤りとして減点しているのかの判断ができない（添削者の判断が大きい）。

3) なんとなくですが、添削に第 3 欄の(5)「登記することができない債権」との整合性をとっているようにも感じる。第 3 欄の(3)と第 3 欄の(5)の双方で減点する、いわゆるダブルパンチ添削か否かということです。これも実際のところよく知りませんでした。

エ) 若干の検討

本問のような場合、通常、債権の範囲として「銀行取引、手形債権、小切手債権」と記載します。もっとも、次の下線部分の記載は添削に影響していないようです。これがいいと私は思いませんが、これが短期合格する者の落ちない答案だと思います。的確な記載方法が解らない場合であっても、登記事項であることの判断がつけば積極的に記載していくところは見習うべき点だと思います。なお、「手形・小切手債権」との記載は当然誤りです。

債権の範囲	債権の範囲 銀行取引による <u>一切の債務</u> 銀行が <u>第三者から取得する</u> 手形債権・小切手債権
-------	--

⑤ 添付情報

ア（株式会社東京ホテルの履歴事項一部証明書）の記載のない答案が目立ちました。

(8) 第 3 欄の(4) 登記不要

【添削推定】

第 3 欄の(4)全体の配点は 1 点とします。

(9) 第 3 欄の(5)

論点 7 登記することができない債権の番号及びその理由

【添削推定】

- ① 第 3 欄の(5)全体の配点は 2 点又は 3 点とします。理由については、第 3 欄の(3)④を参照してください。
- ② 添削はかなり甘かったのではないかと思います。
- ③ 本試験の問題文の問いにおいて「その全てを番号で特定した上で、その理由を」としているの
で、(2) (4) と記載し、理由のないものについても減点が軽減されているようです。
- ④ ここでも、積極的に記載していくべきではないかと思います。

Ⅲ 商業登記法

1. 総論編

(1) 余事記載

余事記載は 1 点減点としています。

- ・株式交換の添付書面において登録免許税法施行規則に関する証明書を記載
- ・発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の設定とともに発行可能株式総数 2 万株を記載

(2) 添付情報

添付情報は 1 つにつき 1 点減点、通数の誤り又は記載のないものも同様に減点します。

乙川商会株式会社の株主総会議事録	株主総会議事録 3 通（まとめて記載）
乙川商会株式会社の登記事項証明書	登記事項証明書 1 通

添付書面の特定よりも、通数の記載のない方の点数が低かった。

2. 各論編

(1) 第 1 欄

論点 1 発行可能株式総数の変更

登記の事由	発行可能株式総数の変更		
登記すべき事項	平成 27 年 5 月 20 日変更	発行可能株式総数	2 万株
添付書面	株主総会議事録	1 通	

【添削推定】

特にありません。良くできていました。

論点 2 機関及び役員変更

登記の事由	取締役会設置会社の定めの設定 監査役設置会社の定めの設定 取締役、代表取締役及び監査役の変更	
登記すべき事項	平成 26 年 5 月 21 日次の者退任 取締役 A, 同 B, 代表取締役 A 平成 27 年 5 月 20 日取締役 D 重任 同日次の者就任 取締役 A, 同 E, 監査役 F 東京都渋谷区丁町 1 番地 代表取締役 E 同日取締役会設置会社の定めの設定 同日監査役設置会社の定めの設定	
添付書面	定款	1 通
	株主総会議事録	2 通
	就任承諾書	5 通
	本人確認証明書	1 通
	印鑑証明書	1 通

【添削推定】

① 登記すべき事項

ア) 記載方法として、取締役：「退任」「任期満了退任」「任期満了により退任」、代表取締役：「退任」「資格喪失退任」「資格喪失により退任」いずれも問題ありません。「退任」が主流です。代表取締役について、単に「資格喪失」とするのは誤りです。

イ) 「同日就任 取締役 A, 同 B」とするのも問題ありません。

ウ) 監査役会設置と、うっかり「監査役会」と記載してしまっている答案がありました。気持ちは良く分かります。

② 添付書面及び通数

ア) 印鑑証明書の誤りに関する減点は若干高い。印鑑証明書の記載がない又は通数を誤った答案は、他の答案に比べて得点が低い。(印鑑証明書の記載自体がないと 2 点減点, 通数を誤ると 1 点減点)

イ) 本人確認証明情報：(今年に関しては) 住所証明書でも正解とします。

ウ) 就任承諾書は 5 通とまとめて記載しても問題ないようです。

(2) 第 2 欄

論点 3 株式交換

登記の事由	株式交換による変更		
登記すべき事項	平成 27 年 6 月 22 日変更		
	発行済株式の総数	7700 株	
	資本金の額	金 4000 万円	
添付書面	株主総会議事録		2 通
	株式交換契約書		1 通
	資本金の額の計上に関する証明書		1 通
	登記事項証明書		1 通
	株式の全部につき株券を発行していないことを証する書面		1 通

【添削推定】

① 登記の事由

「株式交換」「株式交換による変更」どちらでも問題ありません。

② 添付書面と通数

株式の全部につき株券を発行していないことを証する書面については、株券不発行証明書等意味が分かれば問題ありません。株式を発行していないことを証する書面は誤りです。株式会社ではなくなってしまう。

論点 4 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の設定

登記の事由	発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の設定		
登記すべき事項	平成 27 年 6 月 30 日設定		
	発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容		
	(発行可能株式総数 2 万株 減点します)		
	普通株式	1 万 8000 株	
	優先株式	2000 株	
	(発行する各種類の株式の内容の記載は省略します。)		
	同日変更		
	発行済株式の総数	7700 株	
	各種類の株式の数	普通株式 7700 株	
	(添削に影響ないものの記載のあるものが多かった)		
添付書面	株主総会議事録		1 通

【添削推定】

① 登記の事由

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の設定ではなく変更と記載した場合に 0.5 点もしくは 1 点減点かセーフか、誤差の範囲で現在不明です。

② 登記すべき事項

ここで「発行可能株式総数 2 万株」を記載してしまうと余事記載で減点の対象となります。

また、意図的に「発行する各種類の株式の内容」を記載していないものもありましたが、ここはもともと配点が低く、「原因年月日と発行可能種類株式総数」の記載だけだと配点はないものと思います。

論点 5 募集株式の発行

登記の事由	募集株式の発行	
登記すべき事項	平成 27 年 7 月 2 日変更	
	発行済株式の総数	7850 株
	各種類の株式の数	普通株式 7850 株
	資本金の額	金 5500 万円
添付書面	株主総会議事録	1 通
	取締役会議事録（定款及び株主総会議事録）	1 通
	引受けの申込みを証する書面	1 通
	払い込みがあったことを証する書面	1 通
	資本金の額の計上に関する証明書	1 通

【添削推定】

- ① 大多数が発行を前提として解答しています。
- ② 添削には全く影響していません。登記すべき事項に発行済株式の総数、資本金の額、当然登録免許税まで誤りという答案においても減点の形跡がないことから、募集株式の発行は添削されていないものと判断します。但し、募集株式の発行を前提とした場合に資本金の額の計上に関する証明書は 1 通と記載すると減点対象とならざるを得ません。もちろん、株式交換と分けて「資本金の額が会社法第 445 条第 5 項の規定に従って計上されたことを証する書面 1 通」と記載していれば問題はありません（記載していること自体が驚きですが。）。
- ③ 私見ですが、減点方式が前提なので、あまり問題にはなりません、この部分の配点は何処に振り分けられたのだろうかという疑問があります。

論点 6

発行済株式の種類及び数の変更 1 募集株式の発行有り

登記の事由	発行済株式の種類及び数の変更	
登記すべき事項	平成 27 年 7 月 3 日次のおり変更	
	発行済株式の総数	7850 株
	各種の株式の数	普通株式 6350 株
		優先株式 1500 株
添付書面	合意書	1 通（又は 2 通）
	同意書	2 通（又は 1 通）

発行済株式の種類及び数の変更 2 募集株式の発行無しの場合の登記すべき事項

登記すべき事項 平成 27 年 7 月 3 日次のとおり変更

発行済株式の総数 7700 株

各種類の株式の数 普通株式 6200 株

優先株式 1500 株

登録免許税

募集株式の発行有り 登録免許税 金 24 万円

募集株式の発行無し 登録免許税 金 345,000 円

【添削推定】

① 出題者側からすれば、登記可能であることを前提に別紙 10 の 8 に基づく変更の可否を問い、同別紙中にある合意書及び同意書を添付書面として記載すればいいように用意し、影響の少ない最期の申請にしている。

別紙 10

8 平成 27 年 7 月 3 日、株式会社甲山商事と株主 F 及び株主 G は、同人らが有する株式会社甲山商事の株式の全部を、優先株式に変更する旨の合意をし、その旨の合意書を取り交わした。また、株主 F 及び株主 G 以外の株主全員は、当該合意について同意する旨の文書を株式会社甲山商事に対して同日交付した。

② 登記の事由及び登記すべき事項において、記載できていない答案も多く、登記の事由 1 点、登記すべき事項 3 点の合計 4 点減点とします。

③ 登記の事由として、「発行済株式の変更」、「発行済株式の数の変更」と記載しても問題なかったようです。

④ 登記すべき事項

ここまで記載できる受験生が誤ることはほぼありませんでした。発行済株式の総数の記載を忘れ、各種類の株式の数のみを記載したものがありました。

⑤ 添付書面及び通数

単に合意書 1 通（又は 2 通）、同意書 通（又は 1 通）と記載すれば正解とする。

普通種類株主総会議事録は誤りとする。

(3) 第 3 欄・第 4 欄

論点 6・7

【添削推定】

第 3 欄・第 4 欄の配点は各 1 点とします。

ただ、各 2 点とした方が実際の添削結果に近づく答案もありました。募集株式の発行分の配点がここに振り分けられたのではないかと思ったりもします。

配点表

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄 1 点・1.5 点・2 点
登記の事由 4 点	登記の事由 3 点	第 4 欄 1 点・1.5 点・2 点
登記すべき事項 6 点	登記すべき事項 7～9 点	合計 2 点～4 点
登録免許税 1 点	登録免許税 1 点	
添付書面 5 点	添付書面 4 点	
合計 16 点	合計 15 点～17 点	